

(平成24年12月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。  
厚生年金保険料が控除されている給与明細書を 8 か月分所持しているが、厚生年金保険被保険者期間は 7 か月とされている。  
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立人は、平成 6 年 10 月から 7 年 5 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において、被保険者期間を計算する場合には月によるものとし、被保険者資格を喪失した月の前月までを算入すると規定されており、第 14 条において、資格喪失の時期は事業所に使用されなくなった日の翌日と規定されているため、申立てに係る平成 7 年 5 月を被保険者期間とするには、少なくとも同年 5 月 31 日までA社に在籍していなければならない。

しかしながら、申立人が所持する平成 7 年分給与所得の源泉徴収票、雇用保険の加入記録及びA社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の退職日は平成 7 年 5 月 30 日とされ、当該退職日の翌日はオンライン記録上の資格喪失日である同年 5 月 31 日と一致しており、申立人が同年 5 月 31 日に同社に在籍していたことが確認できない。

また、A社が加入しているB厚生年金基金は、「申立人のA社における厚生

年金基金の資格喪失日は、平成7年5月31日である。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。